

# 品川区町会自治会連合会補助金交付要綱

制定	昭和45年4月1日	要綱第74号
改正	平成3年3月27日	要綱第17号
改正	平成11年4月1日	要綱第68号
改正	平成13年3月28日	要綱第98号
改正	平成27年3月27日	要綱第208号
改正	平成29年5月24日	要綱第103号

品川区町会自治会連合会（以下「連合会」という。）が地域社会の福祉および住民生活の向上発展のために実施する事業に対する品川区町会自治会連合会補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

## （目的）

第1条 補助金は、連合会が地域社会の福祉と住民生活の向上発展のために実施する事業の強化拡充を図り、もって区政の伸展に寄与することを目的とする。

## （対象事業）

第2条 区長は、連合会が次の事業を行うために要する経費のうち、必要かつ適当と認めたものに補助金を交付する。

- (1) 関係行政機関・関係団体等との連絡調整
- (2) 研究会・研修会および総会等の会議
- (3) 資料の収集および作成
- (4) 町会・自治会活動災害補償保険の加入および周知
- (5) 前条に規定する目的に合致した各地区町会自治会連合会が行う事業の補助
- (6) その他区長が必要と認める事業

## （交付額）

第3条 補助金の交付額は、前条各号の事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で決定する。

## （交付予定額の通知）

第4条 区長は、年度当初において、別記第1号様式により補助金の交付予定額を連合会に通知する。

## （交付申請）

第5条 連合会は、前条の通知を受けたときは、別に定める期日までに、別記第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

## （交付決定）

第6条 区長は、前条の申請書を受理した場合において、これを審査し、補助金を交付するものと決定したときは、別記第3号様式による補充金交付決定通知書を連合会に送付する。

2 区長は、交付決定に必要な条件を付することができます。

(申請の撤回)

第 7 条 連合会は、前条の交付決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

2 前項の期間内に申請の撤回をしないときは、交付決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第 8 条 連合会は、第 6 条の交付決定通知書を受けたときは、別に定める期日までに、別記第 4 号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第 9 条 区長は、補助金の交付決定後に事情の変更が生じた場合において、必要があると認めるとときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またその交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第 10 条 連合会は、次の各号の一に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならぬ。ただし、第 1 号および第 2 号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。

(3) 補助対象事業の全部または一部を中止または廃止しようとするとき。

(事故報告)

第 11 条 連合会は、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、またその執行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、指示を受けるものとする。

(執行状況報告)

第 12 条 連合会は、補助対象事業の執行状況について、区長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(是正命令)

第 13 条 区長は、連合会の報告、地方自治法第 221 条第 2 項の規定による調査等により、交付決定の内容またはこれに付した条件に従って執行されていないと認められるときは、これらに従って当該補助金対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、連合会が前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 14 条 連合会は、補助対象事業終了後または会計年度終了後、速やかに別記第 5 号様式による補助対象事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第 14 条の 2 区長は、前条の規定により実績報告書等を受けた場合には、これを調査し、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、別記 6 号様式による補助金額確定通知書を連合会に送付する。

2 前項の規定による調査の結果、補助金対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につきこれに適合させる

ための処置をとるべきことを命ずることができる。

3 前条の規定は、前項の命令により連合会が必要な処置をした場合について準用する。

(検査等)

第15条 区長が補助職員をして、補助対象事業の執行状況および経理について検査をさせ、または報告を求めたときは、連合会はこれに応じなければならない。

(経理等)

第16条 連合会は、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに事業に関する記録を整理し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取り消し)

第17条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(返還)

第18条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助対象事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約金)

第19条 連合会は、補助金の交付の全部または一部を取り消され、その返還を命じられたときは、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、昭和45年4月1日から適用する。

## 付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

## 付 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

## 付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

## 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

## 付 則

この要綱は、平成29年5月24日から適用する。

(第1号様式)

年　月　日

品川区町会自治会連合会  
会長 様

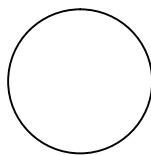
品川区長

年度品川区町会自治会連合会補助金の交付予定額について

品川区町会自治会連合会補助金交付要綱に基づき、本年度交付予定額を内示しますので、下記により申請されるよう通知します。

記

- |                           |                               |
|---------------------------|-------------------------------|
| 1 交付予定額                   | 円                             |
| (内訳) (1) 品川区町会自治会連合会事業補助金 | 円                             |
| (2) 町会・自治会活動災害保険加入助成      | 円                             |
| 2 提出期限                    | 年　月　日 ( )                     |
| 3 提出先                     |                               |
| 4 添付書類                    | 年度 事業計画書<br>年度 予算書<br>年度 役員名簿 |



(第2号様式)

年 月 日

品川区長あて

品川区町会自治会連合会  
会長

印

### 年度品川区町会自治会連合会補助金の交付申請について

品川区町会自治会連合会補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

(内訳) (1) 品川区町会自治会連合会事業補助金 円  
(2) 町会・自治会活動災害保険加入助成 円

記

2 事業目的 町会自治会連合会が地域社会の福祉と地域住民の生活向上発展のために各種事業を行う。

3 添付書類 (1) 年度 品川区町会自治会連合会事業計画書  
(2) 年度 品川区町会自治会連合会予算書  
(3) 年度 品川区町会自治会連合会役員名簿

(第3号様式)

年　月　日

品川区町会自治会連合会  
会長 様

品川区長

年度品川区町会自治会連合会補助金の交付決定について

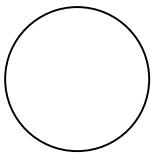
品川区町会自治会連合会補助金について、本年度の交付額を下記のとおり決定した  
ので通知します。

記

1 交付決定額 円

(内訳) (1) 品川区町会自治会連合会事業補助金 円  
(2) 町会・自治会活動災害保険加入助成 円

2 請求書の提出期限 年　月　日



(第4号様式)

## 請　　求　　書

金額	万	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年度品川区町会自治会連合会補助金として

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

品川区町会自治会連合会会長 印

住 所 \_\_\_\_\_

品 川 区 長 あて

年　　月　　日

## 委　　任　　状

(委任者) 氏名

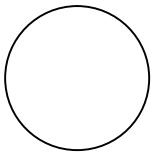
住所 \_\_\_\_\_

下記の者を代理人と定め 年度品川区町会自治会連合会補助金の受領に関する  
権限を委任します。

記

(受任者) 氏名

住所 \_\_\_\_\_



(第5号様式)

年　月　日

品川区長あて

品川区町会自治会連合会

会長

印

### 年度補助対象事業の実績報告について

品川区町会自治会連合会補助金交付要綱第14条に基づき、 年度の補助金対象

事業の実績について下記のとおり報告します。

記

1. 年度品川区町会自治会連合会補助対象事業実績報告書

2. 年度品川区町会自治会連合会収支決算書

(第6号様式)

年　月　日

品川区町会自治会連合会  
会長 様

品川区長

年度品川区町会自治会連合会補助金の額の確定について

品川区町会自治会連合会補助金交付要綱に基づき、 年　月　日付の実績報告書等について審査した結果、下記のとおり 年度の補助金額を確定したので通知します。

記

交付すべき補助金の額	円
既に交付した補助金の額	円
差し引き	円